

介護予防支援 重要事項説明書

1. 指定介護予防支援事業所の概要

事業所名	いの町立居宅介護支援事業所によど
所在地	高知県吾川郡いの町1482-2
事業者指定番号	第3952480022号
サービス提供地域	いの町伊野地区

2. 事業所の職員体制

管理者（主任介護支援専門員）	常勤 1名
介護支援専門員	常勤 2名以上（内、管理者と兼務1名）

3. 営業時間

月～金曜日	午前8時30分～午後5時15分
土曜日	午前8時30分～午後0時30分

※日曜・祝日及び年末年始（12月29日～1月3日）は休業します。

4. 利用料金

介護予防支援に係る費用は、介護保険制度から全額給付されるので、自己負担はありません。ただし、保険料の滞納等により、給付制限で支払方法が「償還払い」に変更されている場合は、1月につき下記の料金を全額負担していただき、当事業所からサービス提供証明書を発行しますので、後日いの町の介護保険窓口に申請すると払い戻しを受けることができます。

介護予防支援費	4,720円／月
初回加算（新規に介護予防サービス計画を作成した場合）	3,000円／月
特別地域介護予防支援加算 （平成24年厚生労働省告示第120号に定める地域（過疎地域等） に所在する事業所がサービス提供を行った場合）	介護予防支援費の 100分の15を加算
虐待防止措置未実施減算（介護予防支援基準第26条の2に規定 する虐待防止措置が未実施の場合）	介護予防支援費の 100分の1を減算
業務継続計画未策定減算（業務継続計画を策定していない場合）	介護予防支援費の 100分の1を減算
※国が定める介護報酬の改定があった場合は、改定後の利用料金とします。 ※交通費は無料です。	

5. 事業所の介護予防支援の特徴等

（1）運営方針

- 1）利用者ができる限り要介護状態にならずに、可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう支援します。
- 2）利用者の心身状況や置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、利用者の自立に向けて設定された目標を達成するために、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、当該目標を踏まえ、多様な事業所から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮します。
- 3）利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場にたって、提供されるサービスが特定の種類又は特定のサービス事業者に不当に偏ることがないよう公正中立に行います。

- 4) 市町村、地域包括支援センター、指定介護予防サービス事業者、他の指定居宅介護支援事業者、他の指定介護予防支援事業者、介護保険施設、指定特定相談支援事業者、地域住民による自発的な活動によるサービスを含めた地域における多様な取り組みを行うもの等との連携に努めます。
- 5) 利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業員に対し、研修を実施する等の措置を講じます。
- 6) 介護予防支援を提供するに当たっては、介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めます。

(2) 介護予防支援の概要

事業者は、利用者の居宅を訪問して利用者及びその家族の意向や解決すべき生活上の課題を把握し、適切な介護予防サービス計画を作成するとともに、サービス事業者等との連絡調整を行います。

(3) 介護予防サービス計画の作成手順等

1) 計画書作成までの手順

- ・居宅に訪問し、利用者やその家族から聞き取りを行い、生活上の課題を把握します。
- ・利用者又はその家族の了解を得て、主治医に意見を尋ねることがあります。
- ・介護予防サービス事業者等との連絡調整を行います。
- ・サービス担当者会議の開催等により、サービス担当者に専門的な意見を求めます。
- ・介護予防サービス計画の原案を作成し、その内容、利用料、保険の適用等について説明し、利用者やその家族の同意を得て、計画書を交付します。

2) その他提供するサービス

- ・計画の実施状況についてのモニタリング
- ・計画の達成状況についての評価
- ・入院又は退院時の医療機関との情報連携
- ・給付管理票の作成・提出等
- ・要介護認定の申請、変更の代行

6. 虐待防止のための措置

- (1) 事業者は、利用者の人権の擁護・虐待の防止等のため、委員会の開催、指針の整備、研修の実施、担当者の設置等の措置を講じます。
- (2) 事業者は、事業所の職員又は介護予防サービス事業所、及び養護者等による虐待やネグレクト等が疑われる利用者を発見した場合は、速やかに市町村へ通報します。また、市町村等が行う虐待等に対する調査等に協力するよう努めます。

虐待防止に関する相談窓口	担当者	前田 多映
	電話番号	088-850-4358
	対応時間	月～金曜 午前8時30分～午後5時15分

7. 事故発生時の対応

- (1) サービスの提供中に事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族、サービス担当者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。
- (2) 事故の状況及び事故に際してとった処置について記録するとともに、その原因を把握し、再発を防止するための対策を講じます。
- (3) 事業者のサービス提供により、事業者の責めに帰すべき事由により賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償を行います。

8. 秘密保持

- (1) 事業所の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を漏らしません。
- (2) 事業者は、介護支援専門員その他の職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を漏らす事のないよう必要な処置を講じます。
- (3) 事業者は、利用者の生命の危険等緊急の必要がある場合又はサービス担当者会議やサービス事業者との連絡調整等において必要がある場合に限り、あらかじめ文書による同意を得た上で、必要な範囲内で利用者又はその家族の個人情報を用います。

9. 相談窓口、苦情対応

- (1) サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応いたします。

お客様相談窓口	いの町立居宅介護支援事業所によど 電話番号 088-850-4358 FAX 番号 088-893-3444 対応時間 月～金曜 午前8時30分～午後5時15分 土曜 午前8時30分～午後0時30分 責任者 前田 多映
---------	--

- (2) 公的機関においても、次の期間に対して苦情の申立てができます。

いの町介護保険相談窓口	所在地 吾川郡いの町1400番地 すこやかセンター伊野 電話番号 088-893-0231 FAX 番号 088-893-1101 対応時間 月曜～金曜 午前8時30分～午後5時15分
高知県国民健康保険 団体連合会(国保連)	所在地 高知市丸ノ内二丁目6番5号 電話番号 088-820-8410・8411 FAX 番号 088-820-8413 対応時間 月曜～金曜 午前8時30分～午後4時

10. 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保

事業者は、男女雇用機会均等法等の規定に基づき、職場におけるハラスメントの防止のための措置を講じます。

11. 業務継続計画の策定等

事業者は、感染症や災害が発生した場合にあっても、サービス提供の継続的な実施及び非常時の体制で業務再開を図るための計画を策定するとともに、事業所の職員に対して必要な研修及び訓練を定期的の実施します。

12. 感染症の予防及びまん延の防止のための措置

事業者は、感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会の開催、指針の整備、研修及び訓練の実施等に取り組みます。

13. 身体的拘束等の適正化のための措置

事業者は、サービス提供にあたり、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行いません。また、緊急やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録します。また、緊急やむを得ない理由については、切迫性、非代替性、一時性の3つの要件を満たすことについて、組織としてこれらの要件の確認等の手続きを慎重に行うこととし、その具体的な内容について記録します。

14. サービス利用に際してのお願い

- (1) 事業所の職員に対する暴言、暴力、誹謗中傷などの迷惑行為やハラスメント行為などにより、健全な信頼関係を築くことができないと判断した場合は、サービスの中止や契約の解約を行うことがあります。
- (2) サービス利用中に事業所の職員又は他の利用者等の写真や動画撮影、録音等を行い、無断で SNS 等に掲載することはご遠慮ください。

15. 当病院事業の概要

名称・法人種別	いの町
所在地	高知県吾川郡いの町1369
事業の概要	病院事業・介護医療院事業・訪問看護事業 介護老人保健施設事業・短期入所療養介護事業 通所リハビリテーション事業・居宅介護支援事業・介護予防支援事業

【説明確認欄】

令和 年 月 日

介護予防支援の契約の締結にあたり、上記により重要事項を説明しました。

事業者 所在地 吾川郡いの町1482-2

事業者名 いの町立居宅介護支援事業所によど

説明者 _____

介護予防支援の契約の締結にあたり、上記のとおり説明を受けました。

利用者 住所 _____

氏名 _____

(必要時)代筆者氏名 _____ (続柄 _____)

代理人 住所 _____

氏名 _____ (続柄 _____)